



リサイクル製品認定申請に係る事務手数料の徴収について

【リサイクル製品認定制度の概要】

目的： リサイクル社会形成の推進及びリサイクル関連産業の育成
 根拠： 大阪府循環型社会形成推進条例（平成 15 年 4 月 1 日施行）第 12 条
 大阪府リサイクル製品認定要領（平成 16 年 4 月施行）

認定期限： 認定期間 3 年
 認定状況： 339 製品（104 企業）（平成22年3月現在）
 主な認定製品： 再生路盤材（再生クラッシャーラン、再生砂など）、タイルブロック、
 トイレトーパー、ファイル、ベンチ、消火器、堆肥など
 認定対象： 主として府内で排出された循環資源（廃プラ、古紙、コンクリートがらなど）を使用して
 府内のプラントで再生した製品
 認定基準： 循環資源の使用率、JIS規格等への適合、製品に有害物質が使用されていないことなど
 認定基準を満たす場合は、認定証が交付され、認定マークを製品に表示することができる
 その他： 認定の募集は年 2 回（6 月、11 月）
 申請の受付事務は財団法人みどり公社に委託
 他の都道府県における認定制度の制定状況
 愛知県、三重県、奈良県、和歌山県など 36 道府県

【今後の取組み】

認定製品・制度の認知度の向上
 昨年に引き続きパンフレットやホームページでの周知に努めるとともに、**なにわエコ良品
 ショップ、カタログ配布及びイベントにおける製品の展示**なども積極的に活用

市場における認定製品のシェア向上
 なにわエコ良品ショップ及び府庁における率先購入を支援

認定製品の充実（認定製品の数及び種類）
 色々な用途の製品が認定できる環境を整備（認定要領の改正など）

【手数料徴収の必要性（背景）】

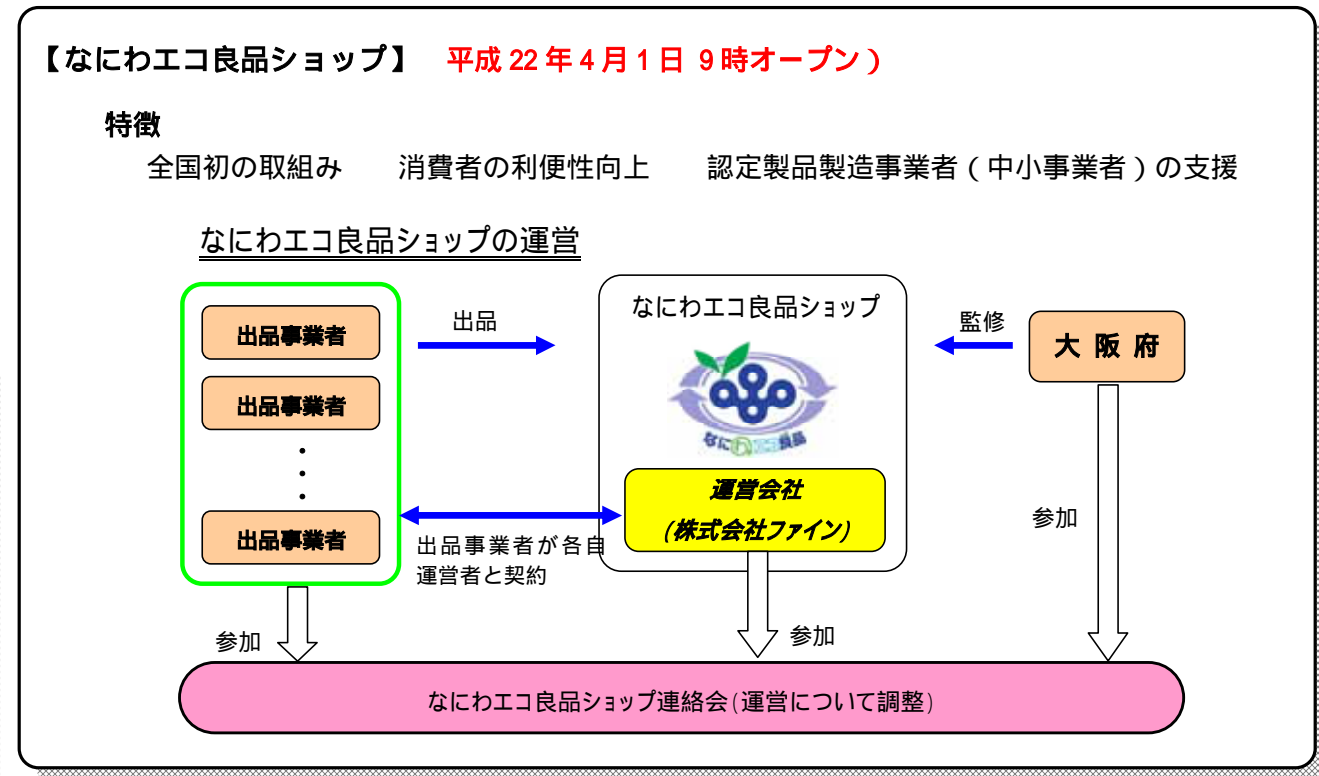
府が認定製品の普及に努め、認定製品の販売を促進することから、認定申請に係る事務は地方自治法第 227 条に規定する「その者のためにする事務」に該当し、応分の受益者負担を求めるべきものであったが、認定制度が新たな取組みであることから製造事業者において認定を受けるメリットに対する理解が定着するのに一定の時間が必要であるため、当面の間認定申請に係る手数料は徴収しないこととした。

その後、府では認定製品の普及に努めたところ、認定件数の増加とともに製造事業者において制度への理解が深まり、認定を受けることによって認定製品の販売促進にも繋がるなど、認定を受けることによるメリットについても認識が高まった。

制度発足から 6 年が経ち、認定を受けることによるメリットを期待して認定申請を行うということが製造事業者の間に定着したことから、認定申請に係る事務手数料の一部として新たに手数料を徴収することとした。

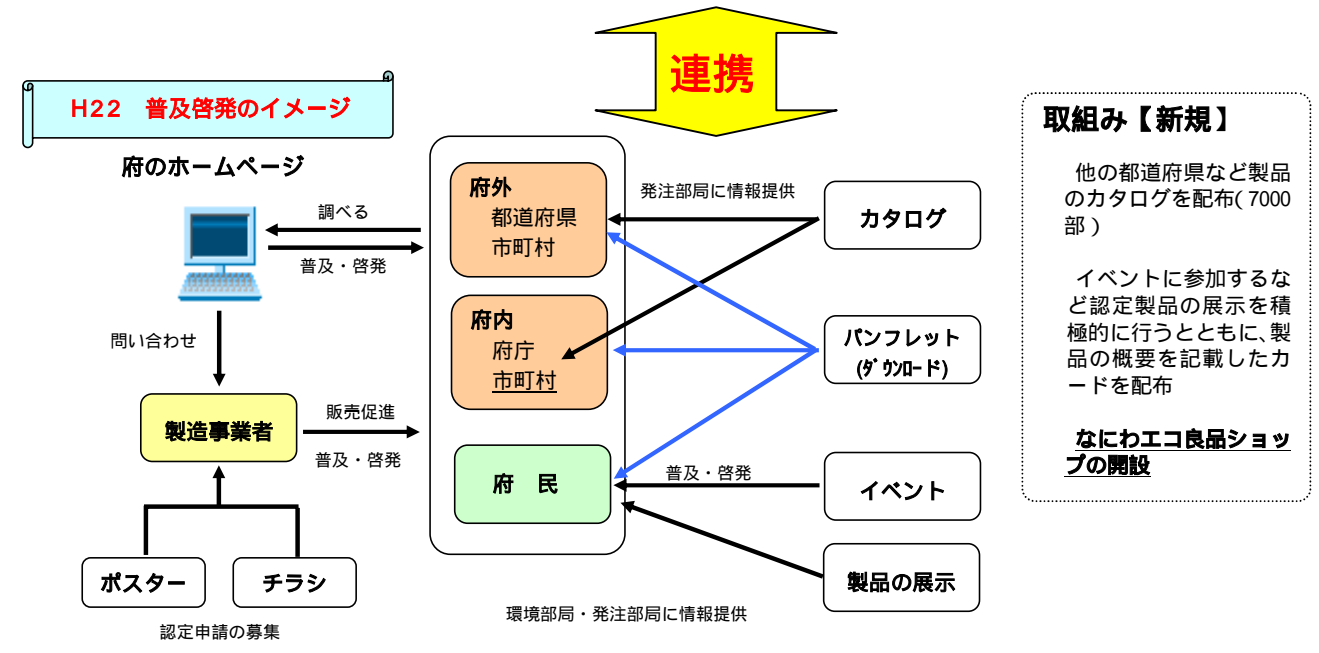
↓

認定申請に係る手数料を徴収するため条例及び規則を改正（平成 22 年 4 月 1 日施行）
 新たに認定申請に係る事務手数料を徴収する規定を追加
 6 月分受付より事務手数料を徴収 18,000 円 / 申請



【大阪府循環型社会形成推進条例の改正】

新	旧
認定申請に係る事務手数料を徴収 18,000 円 / 件	手数料の徴収なし



大阪府循環型社会形成推進条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章 (略)</p> <p>第七章 手数料(第五十一条)</p> <p>第八章 雑則(第五十二条―第五十八条)</p> <p>第九章 罰則(第五十九条―第六十二条)</p> <p>附則</p> <p>第一条～第十一条 (略)</p> <p>(再生品の認定及び普及)</p> <p>第十二条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。</p> <p>第十三条～第五十条 (略)</p> <p>第七章 手数料</p> <p>第五十一条 第十二条の循環資源の循環的な利用の促進に特に資する再生品の認定の申請をしようとする者は、一万八千円の手料を納付しなければならない。</p> <p>第八章 雑則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第五十二条 知事は、第三章から第六章までの規定の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等又は事業計画書提出者(以下これを「被報告徴収者」という。)に対し、必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>第五十三条 (略)</p> <p>(勧告に従わない者等の公表)</p> <p>第五十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事は、被報告徴収者が第五十二条の規定による報告の要求に応じず、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該被報告徴収者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章 (略)</p> <p>第七章 雑則(第五十一条―第五十七条)</p> <p>第八章 罰則(第五十八条―第六十一条)</p> <p>附則</p> <p>第一条～第十一条 (略)</p> <p>(再生品の認定及び普及)</p> <p>第十二条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを認定し、及びその普及に努めるものとする。</p> <p>第十三条～第五十条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第七章 雑則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第五十一条 知事は、第三章から前章までの規定の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等又は事業計画書提出者(以下これを「被報告徴収者」という。)に対し、必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>第五十二条 (略)</p> <p>(勧告に従わない者等の公表)</p> <p>第五十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事は、被報告徴収者が第五十一条の規定による報告の要求に応じず、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該被報告徴収者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。</p> <p>5・6 (略)</p>

改正案	現行
<p>第五十五条 (略)</p> <p>第五十六条 第五十四条第六項の規定は、廃棄物処理法第十二条の六第二項の規定による公表について準用する。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第五十七条 大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市の区域については、第三章から第六章まで及び第五十二条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>第九章 罰則</p> <p>第五十九条～第六十二条 (略)</p>	<p>第五十四条 (略)</p> <p>第五十五条 第五十三条第六項の規定は、廃棄物処理法第十二条の六第二項の規定による公表について準用する。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第五十六条 大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市の区域については、第三章から前条まで及び第五十一条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>第五十七条 (略)</p> <p>第八章 罰則</p> <p>第五十八条～第六十一条 (略)</p>

「大阪府循環型社会形成推進条例施行規則」新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条}第二十七条 (略)</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第二十八条 条例第五十三条第二項の証明書は、身分証明書(様式第十四号)とする。</p>	<p>第一条}第二十七条 (略)</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第二十八条 条例第五十二条第二項の証明書は、身分証明書(様式第十四号)とする。</p>

改正案

現行

様式第 14 号 (第 28 条関係)

様式第 14 号 (第 28 条関係)

(表)

(表)

第 号

身分証明書

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、大阪府循環型社会形成推進条例第 53 条第 1 項の規定による検査のための立入りをを行う職員であることを証明する。

発行年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

大阪府知事印

9 センチメートル

6センチメートル

第 号

身分証明書

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、大阪府循環型社会形成推進条例第 52 条第 1 項の規定による検査のための立入りをを行う職員であることを証明する。

発行年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

大阪府知事印

9 センチメートル

6センチメートル

改正案
(裏)

大阪府循環型社会形成推進条例(抜粋)

(立入検査)

第 53 条 知事は、第 4 章及び第 5 章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者又は土地所有者等(以下これらを「被立入検査者」という。)の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の不適正な処理に係る土地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物又はその疑いのある物を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

現行
(裏)

大阪府循環型社会形成推進条例(抜粋)

(立入検査)

第 52 条 知事は、第 4 章及び第 5 章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者又は土地所有者等(以下これらを「被立入検査者」という。)の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の不適正な処理に係る土地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物又はその疑いのある物を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。